

1 総則

○ 業務継続計画策定の目的

「田辺市業務継続計画」は、大規模災害の発生により市役所機能の低下が見込まれる中にあっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に通常業務を復旧させることを目的として策定する。

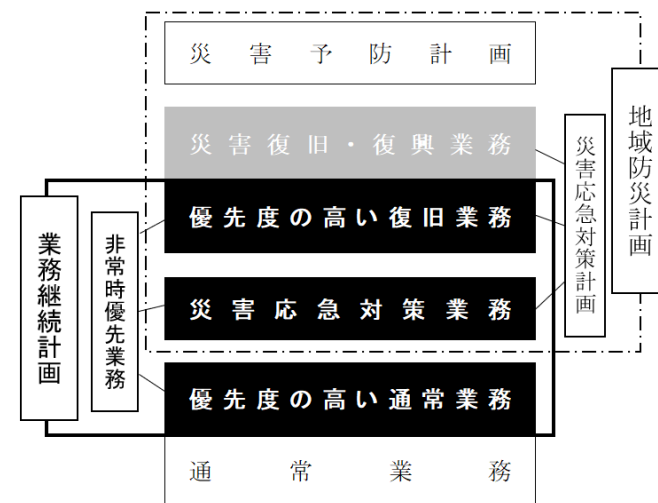
○ 業務継続計画の概要

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、市が、人、物、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、地域防災計画に定められた災害応急対策業務（り災証明に関することなど早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務を含む。）及び災害時においても優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な人、物、情報及びライフライン等の確保等に関することをあらかじめ定め、職員が地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

○ 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市町村の防災会議が作成する法定計画であり、想定される地震災害等から市民の生命・身体・財産及び経済活動等を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、実施すべき業務について定めたものである。

本計画は、被災による行政機能の低下や、少ない参集職員、限られた人員や資源等を前提として、市の運営に関し、優先すべき業務（非常時優先業務）等を定めた計画である。

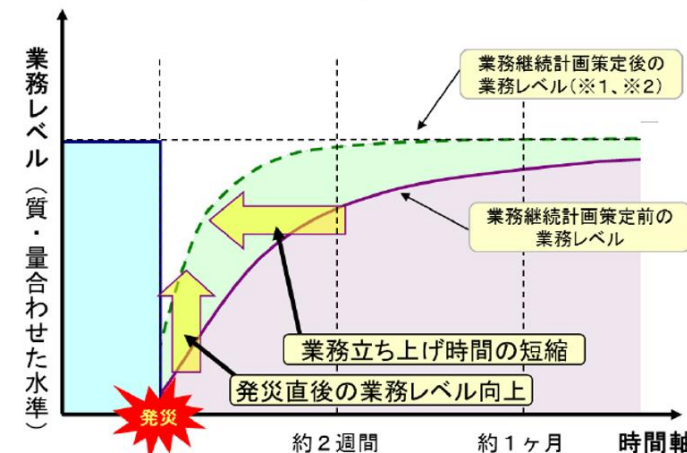


○ 業務継続計画の効果

大規模な災害等が発生すると、市の業務量は急激に増加し、極めて膨大な量となる。

特に、発災直後から非常に短い期間の中で被害状況の確認など膨大な応急業務が発生するため、行政機関として機能不全に陥るおそれがある。しかし、混乱が生じる中であっても、膨大な業務を迅速かつ的確に処理することが求められる。

本計画を策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮、発災直後の業務レベルの向上及び災害対応業務のために必要なマンパワーの整理を図ることができる。



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
（平成28年2月内閣府）より

○ 業務継続計画の運用

① 発動の決定 本計画を発動する時期について、次のとおり設定する。

(1) 「市内で震度6弱以上の地震が発生」した場合

(2) 市内の広範囲で被害が発生したとき又は発生するおそれがある場合において、職員の大半が長期間災害対応業務を実施する必要があるときは、災害対策本部会議で発動を決定する。

(3) その他災害対策本部長が必要と認めたとき。

② 発動時の対応 本計画を発動した場合は、通常の業務を一時的に中断し、「災害応急対策業務」、「優先度の高い復旧業務」及び「優先度の高い通常業務」を継続する。

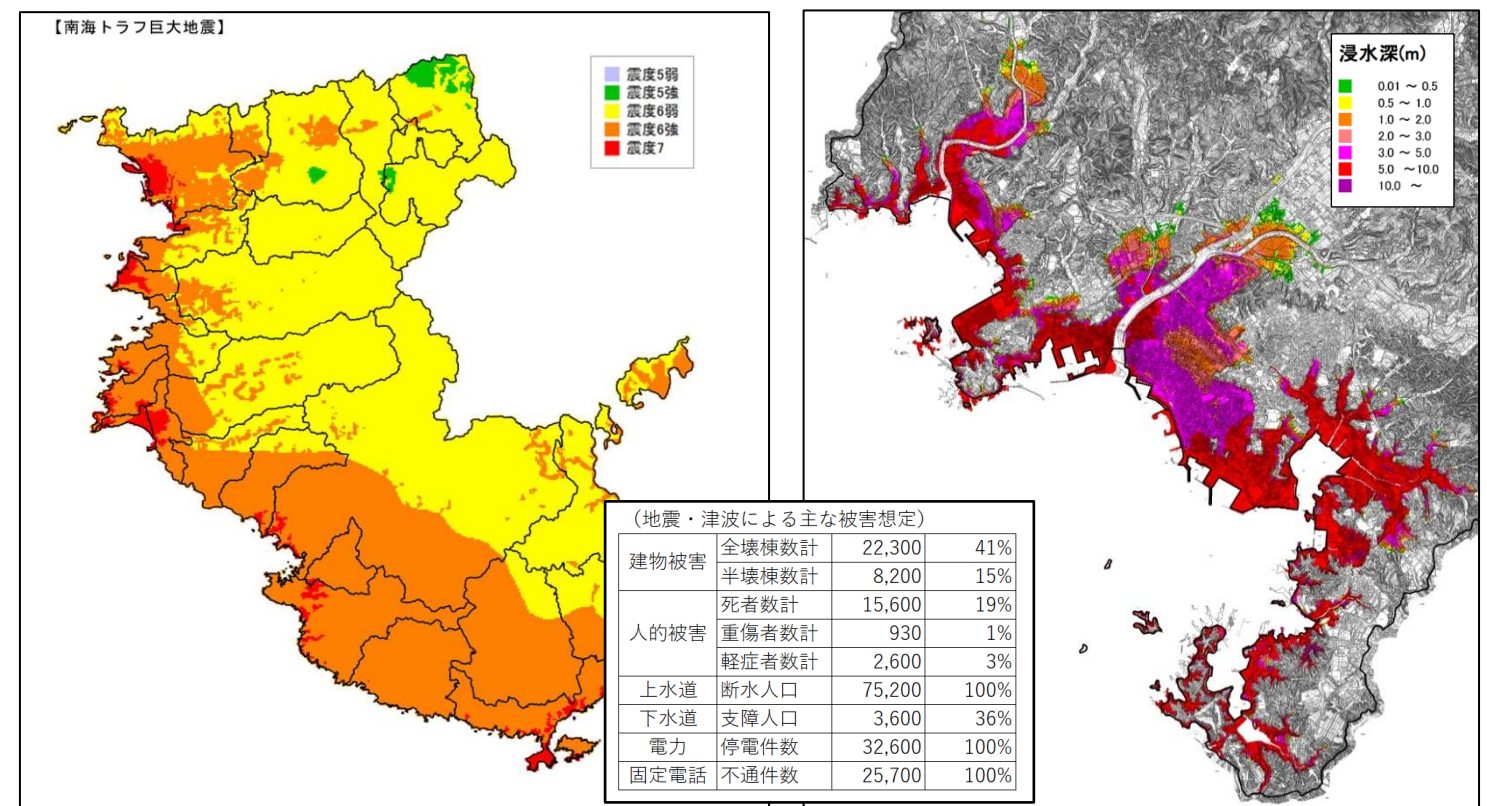
③ 発動の解除 災害対策本部長は、本計画の発動の必要がなくなったと判断したとき、本計画の発動を解除するものとする。

2 被害想定

○ 想定する災害及び被害

本計画は、「田辺市地域防災計画」において、最も広く大きい災害を及ぼす可能性のある「南海トラフ巨大地震（地震：陸側ケース 津波：ケース③） 冬 18時 風速8mのケース」を想定し作成する。

また、田辺市地域防災計画と同様、人的被害は要避難者の35%が直接避難したケースとする。ただし、避難者数予測及び必要物資数量は、夏12時 風速4m 全員直接避難のケースを想定する。



3 非常時優先業務

○ 非常時優先業務の抽出

本計画では、南海トラフ巨大地震が発生した場合における被害状況の想定から、緊急業務及び継続すべき通常業務に関し、1か月間に実施する必要がある非常時優先業務を時系列ごとに抽出する。

非常時優先業務以外の業務については、一旦休止し、非常時優先業務の実施に支障が生じないと判断した時点から優先順位を考慮し、順次実施する。

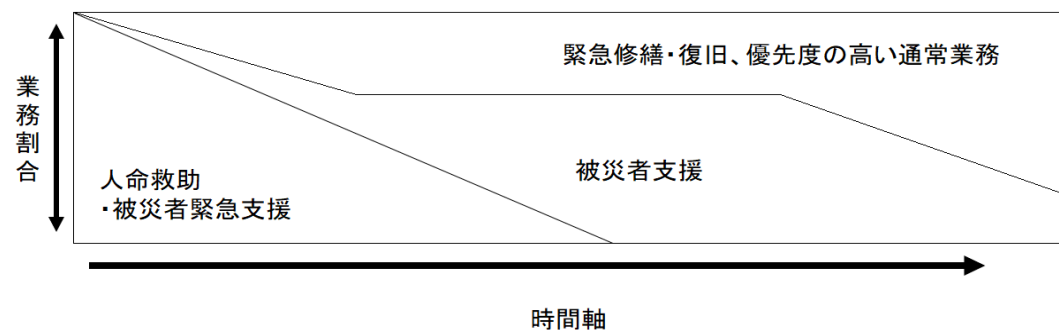
○ 非常時優先業務を抽出する際の基本的な考え方

- ・ 人命救助及び被災者支援に係る業務を最優先
- ・ 職員の安全を確保しつつ災害対策本部機能を早期に確保
- ・ 本計画で定めた非常時優先業務を優先的に実施し、それ以外の業務は休止
- ・ 通常業務については、特に市民生活等に重大な支障を及ぼす業務について、必要最小限の範囲のみ

○ 時間区分ごとの非常時優先業務の選定基準

時間区分		選定基準（対応すべき主な業務）
第1フェーズ	地震発生から 6時間まで	・ 初動体制を確立するための業務（災害対策本部の確立等） ・ 人命救助、被災者の支援に係る業務（避難所等の開設、運営等） ・ 職員の被災状況の確認
第2フェーズ	6時間後から 24時間まで	・ 人命救助、被災者の支援に係る業務（継続） ・ 発災後24時間以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務 ・ 職員が業務に従事できるための体制整備
第3フェーズ	24時間後から 72時間まで	・ 人命救助、被災者の支援に係る業務（継続。72時間までは最優先業務） ・ 発災後72時間以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務
第4フェーズ	72時間後から 1週間まで	・ 発災後遅くとも7日以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務 ・ 被災者の健康管理に関する業務
第5フェーズ	1週間後から 2週間まで	・ 発災後1週間を超え1か月以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務（このうち特に優先度の高い業務については、2週間までに開始）
第6フェーズ	2週間後から 1か月まで	

活動に必要な業務量は時間とともに変化すると考えられるため、優先的に対応すべき業務を決める際には、各業務を開始するタイミングも検討する必要がある。



○ 各部の非常時優先業務

各部の非常時優先業務は、別冊「田辺市非常時優先業務 一覧」のとおりである。

発災直後各部等は、「田辺市地域防災計画」に定められた各部・班の事務分掌に基づき緊急業務を実施し、フェーズごとに定めた優先度の高い通常業務を順次開始する。

また、担当外の職員の応援が円滑に行うことができるよう、非常時優先業務については、マニュアルを作成する。

4 業務継続計画に係る現状と対応策

○ 非常時優先業務体制における職員の参集基準

職員は、ガイドラインに基づき、これまで経験したことがないような強く長い揺れを感じたら、大津波を想定し行動する初動対応を行うものとする。

○ 参集可能人数の設定

南海トラフ巨大地震が発生した場合における職員の参集職員数について、各フェーズにおける参集職員率及び参集職員数は、以下のとおり想定する。

（各フェーズにおける参集率及び参集職員数イメージ）

フェーズ	1	2	3	4	5	6
参集率	44%	44%	44%	60%	80%	80%
参集職員数	402人	402人	402人	548人	731人	731人

○ 初動体制の確立

災害対策本部について、「田辺市地域防災計画」に基づき、災害対策本部体制を速やかに確立するものとするが、体制が確立するまでの間は、参集職員により、災害対策本部機能を維持する。

職員配置について、災害発生後72時間は、人命救助・被災者の支援を最優先することから、必要に応じ、「田辺市地域防災計画」で定められた担当業務と異なる業務へ配置する。

応援の受入れについて、「田辺市受援計画」に基づき、他自治体、他機関、団体等からの応援職員、ボランティア等を受け入れ、配置するとともに、職員の再配置を行う。

○ 業務執行環境の確保

業務継続に必要な資源、庁舎、通信手段、文書（データ）、重要道路、搬送、資機材・用品等の確保、非常用電力（非常用自家発電設備）、執務環境、食料・飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄の各項目について、現状を確認した上で、代替手段や対策等について、検討を進めることとする。

5 実効性のある業務継続計画のための取組

○ 業務継続計画の継続的な改善

本計画は、災害に関する様々な新しい知見や市関連施設の整備状況、各種訓練等を踏まえ定期的に計画の点検・是正を継続して行うことにより、実効性を高めていく。